

資料編 酒々井町の現況

I. 景観の現況

1. 酒々井町の概況

(1) 酒々井町の位置・地勢

酒々井町は、千葉県の北部、都心から東に 50 キロメートル圏に位置しており、規模は南北に約 5 km、東西に約 4 km、面積は 19.01k m²を測り、千葉県内では 2 番目に小さな町です。

町域の東は標高 30m 前後の北総台地に占地し、西には印旛沼中央排水路に続く低湿地が広がっています。

台地は印旛沼に流れこむ河川により樹枝状に開析された谷津地形が形成され、台地と低地の境界部には斜面林が帯状に広がっています。また、印旛沼は千葉県と茨城県に広がる利根川低地に含まれ、谷津地形、ともに千葉県北部に特徴的な地理的景観を形成しています。

(2) 酒々井町の沿革

酒々井町のある北総台地は、一般に洪積台地と呼ばれ、約 40 万年前の更新世後期に関東平野の周辺部が隆起する地殻変動により生じた地形で、本町地域は古東京湾と呼ばれる浅い海でした。

酒々井町の低地と台地の境の崖で見受けられる貝化石を多量に含む層は、この頃の地層で成田層と呼ばれています。酒々井区西井戸の貝層は約 20 万年前の成田層下層に含まれ、120 種類に及ぶ貝が確認されており「上岩橋の標識貝層」として千葉県の天然記念物に指定されています。

約 3 万年前、後期旧石器時代と呼ばれ、寒く乾燥した気候であった頃の人類の足跡が町内より発見されており、墨区の墨古沢遺跡は日本でも最古・最大級の遺跡として全国的に著名です。

北総台地谷津（斜面林・河川・田園・畑・山林）



縄文時代以降、近代に至るまで町内には広大な台地に広がる森と水面、豊富な湧き水を背景に成立した数多くの遺跡が所在しています。また、水路と陸路の交わる地勢を背景に成立した遺跡も数多く所在しています。

奈良時代の小寺院と全国でもまれな陶器「奈良二彩」、平安時代に^{さかのぼ}遡る荘園の村々と仏像、鎌倉武士が建立した寺院、戦国時代に下総の国を統治した千葉氏の居城と城下、江戸時代の宿駅と馬牧、明治期の鉄道隧道などは現在の酒々井町の景観を形作る基礎となっています。

明治 22 年(1889 年)の町村制とともに酒々井町は誕生し、以来、独立独歩の町として歩み続け、昭和 50 年代に大規模な住宅開発に伴う人口増加により首都圏郊外の住宅地へと変貌しました。

現在、恵まれた環境を活かしたまちづくりが進んでいます。

2. 景観資源の抽出

(1) 自然景観資源

① 水辺景観

○利根川低地部には、印旛沼を埋め立てて出来た田園の中を中央低地排水路が流れる水辺景観があります。

○北総台地の間に谷津(斜面林・田園)を背景とした、南北に流れる高崎川などの河川景観があります。



印旛沼中央低地排水路



中川の桜並木



高崎川

② 田園景観

○利根川低地部には、印旛沼を埋め立てて出来た広がりを見せる田園風景があります。



印旛沼新田に広がる田園

③ 谷津の景観

○河川を中心に、田園と斜面林を背景とした谷津の景観が見られます。



墨地区の谷津の景観



墨地区の高崎川沿い

④ 里山景観

○北総台地には、緑豊かな山林や畑などの耕作地が広がっている里山景観があります。



伊篠地区に広がる畑

⑤ 集落地景観

○里山や街道沿いに点在する緑と調和している集落地景観があります。



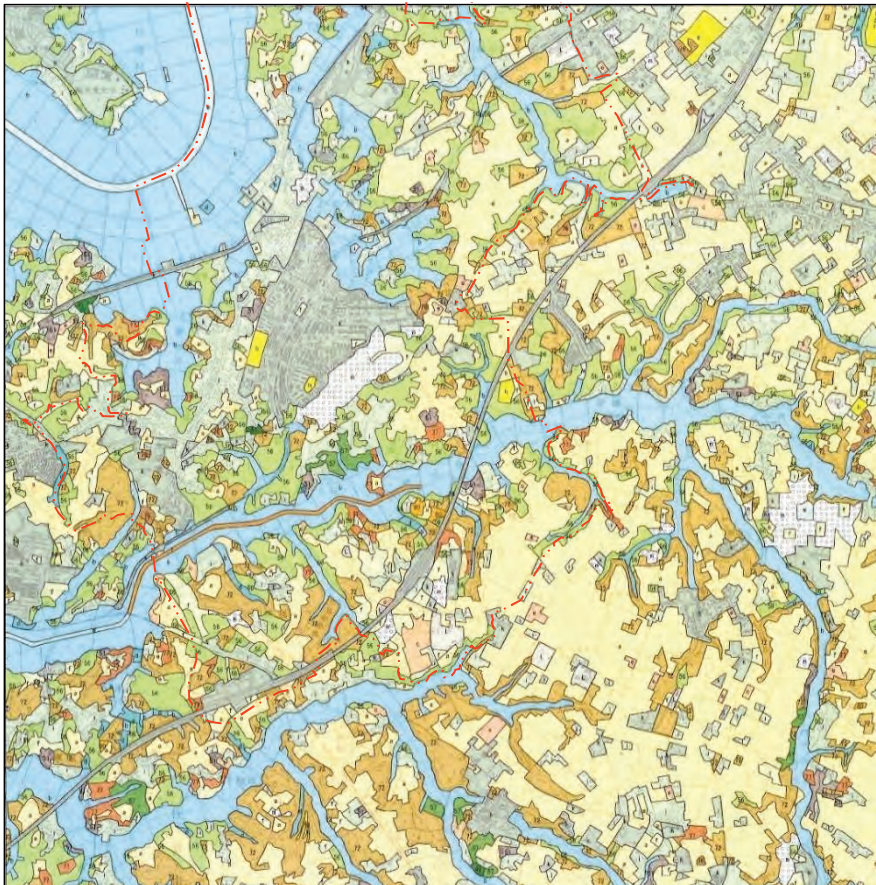
墨地区の集落地



馬橋地区の集落地

(参考)酒々井町の植生図 (出典/環境省自然環境保全基礎調査 平成16年)

・低地部には水田が広がり、斜面地にはクヌギ、コナラ、スギが群生し、ヒノキ・サクラなどが植林され、里山(台地)には田畑などの耕作地が広がっていますが、営農されていない田畑も多く見受けられます。



植生図 凡例

凡例	植生図凡例番号	統一凡例コード	統一凡例名
	41	771201	ヤブコウジースタジイ群集
	51	400100	シイ・カシニ次林
	56	410102	クヌギ・コナラ群集
	57	410103	オニシバリー・コナラ群集
	60	440000	他木群落
	61	450100	ススキ群団 (V11)
	63	460000	伏倒跡地群落 (V11)
	72	540100	スギ・ヒノキ・サリラ植林
	73	540200	アカマツ植林
	76	541000	その他植林
	77	550000	竹林
	78	550100	モウソウデクマ林
	h	560100	ヨシフシ・芝地
	k	560200	牧草畑
	f	570100	路旁・空地雑草群落
	g	570101	牧草畑単群落
	e	570200	栗樹園
	n	570300	畑雑草群落
	l	570400	水田雑草群落
	j	570500	放棄水田雑草群落
	580100		市街地
	i	580101	緑の多い住宅地
	L	580300	工場地帯
	m	580400	造成地
	w	580600	開放水域
	r	580700	自然雑樹

(2) 歴史景観資源 (出典/酒々井ガイドマップ)

① 酒々井の地名の起源となる酒の井の碑

円福院には、孝子養老伝説として有名である「酒の井」を記念した伝・酒の井の碑があります。



酒の井の碑



酒の井戸

② 中世の酒々井と本佐倉城

酒々井町の長い歴史の中で最も脚光を浴びた時代は、今から約 500 年前、下総守護の居城・本佐倉城が酒々井の地に築かれた百余年間です。

この間、酒々井は下総の政治・経済・文化の中心として栄え、今もなお、その名残りを町内に数多く見ることができます。

○中世の酒々井と本佐倉城に関わりのある主な歴史的資源

・本佐倉城跡・吉祥寺・経胤寺・浄泉寺・清光寺・大仏頂寺・東光寺・東伝院・妙胤寺・妙楽寺・文殊寺跡・妙見神社・長勝寺脇館跡・殿辺田城跡・下岩橋城跡・築山



本佐倉城跡



築山



吉祥寺



東光寺

③ 成田街道と酒々井宿

江戸時代、徳川家康により町立てが行われた酒々井町は、佐倉の城下町として、また江戸幕府直轄の「佐倉牧」の野馬会所・御払い場として、さらには成田山や宗吾参道、芝山不動尊への参詣客の宿場町として多くの人々でにぎわっていました。

○成田街道と酒々井宿に関わりのある主な歴史的資源

- ・野馬会所跡・勝蔵院・八坂神社・麻賀多神社(下宿)・酒々井古松碑・追分不動道標・伊篠の松並木跡・旧成田街道道標・成田山護摩木山供養碑



旧酒々井宿のまちなみ



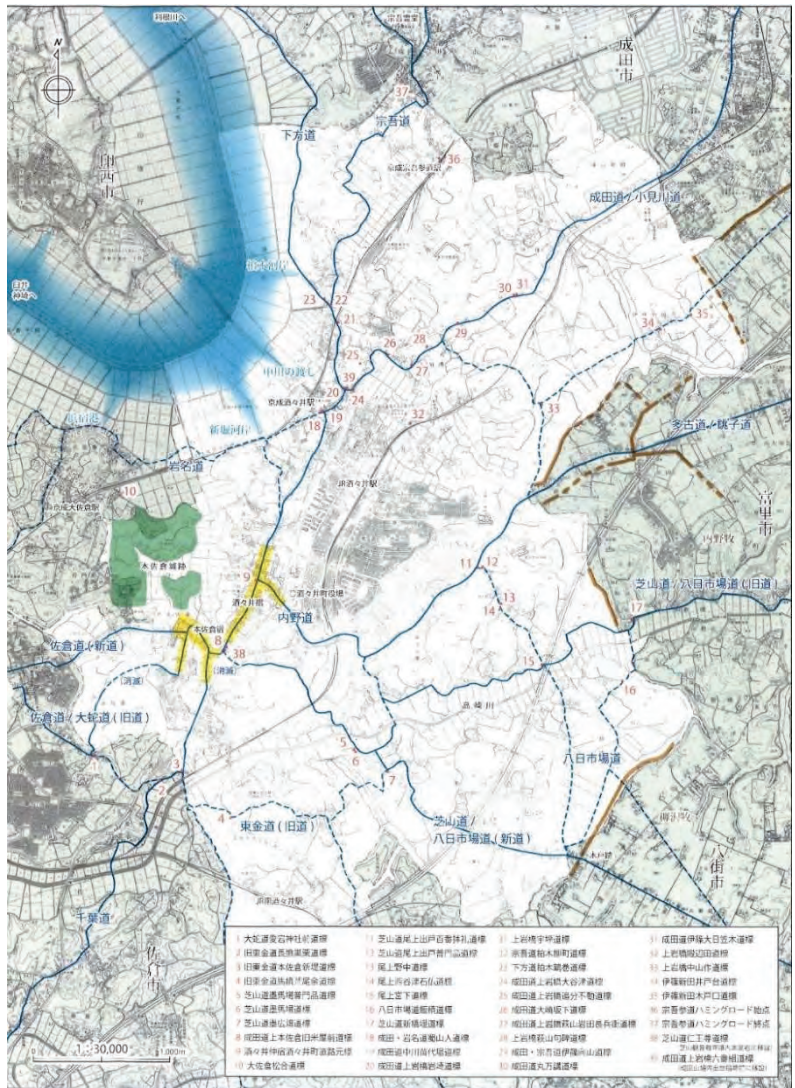
旧成田街道道標



麻賀多神社



伊篠の松並木跡



旧成田街道

④ 獅子舞の里

上岩橋・馬橋・墨の三地区には、それぞれ地区の個性を有した、江戸時代から続く「三匹獅子舞」があり、今なお地元の方々の手によって傳承されています。



上岩橋地区



馬橋地区



墨地区

酒々井町指定文化財一覧

区分	種別	名称	指定年
国指定	史跡	本佐倉城跡	平成10年
県指定	彫刻	清光寺・銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	昭和56年
	彫刻	長福寺・木造阿弥陀如来座像	昭和62年
	彫刻	長福寺・木造持国天・多聞天立像	昭和62年
	工芸品	浄泉寺・鑄銅雲版(応永22年在銘)	昭和52年
	古文書	天正検地帳(下総・印東庄中台郷御縄打水帳)	昭和57年
	民俗	墨の獅子舞	昭和42年
	天然記念物	上岩橋貝層	昭和50年
	無形文化財	武術 天真正伝香取神道流	平成16年
町指定	建造物	経胤寺本堂	昭和52年
	建造物	勝蔵院本堂	昭和52年
	彫刻	吉祥寺・木造十一面観音立像	昭和46年
	彫刻	浄泉寺・銅造十一面観音座像	昭和46年
	彫刻	浄泉寺・木造正観音立像	昭和46年
	彫刻	勝蔵院・木造不動明王座像	昭和46年
	彫刻	松雲寺・木造阿弥陀如来座像	平成3年
	彫刻	新光寺・木造童子立像	平成3年
	古文書	浄泉寺文書二通	昭和46年
	古文書	島田長右衛門家文書	昭和52年
	古文書	慶長九年検地帳(小神村郷御縄打水帳)	平成3年
	古文書	慶長九年検地帳(馬橋郷御縄打水帳)	平成3年
	古文書	慶長九年検地帳(上岩橋郷御縄打水帳)	平成3年
	歴史資料	板石塔婆(永徳三年在銘)	昭和46年
	歴史資料	石造追分不動道標	昭和46年
	歴史資料	佐倉七牧大絵図	昭和52年
歴史資料	酒々井駅古松碑	昭和52年	
歴史資料	新光寺・柏木の庚申塔(正徳二年在銘)	昭和52年	
歴史資料	本佐倉の庚申塔(享保十年在銘)	昭和52年	
歴史資料	東光寺・酒々井の庚申塔(正徳元年在銘)	昭和52年	
歴史資料	東光寺・大日如来供養塔(寛文十三年在銘)	昭和52年	
歴史資料	飯積村道標(寛政十一年在銘)	昭和52年	
歴史資料	新光寺・柏木の六地藏	平成3年	
絵画	勝蔵院・紙本著色鬼子母神図(附紙本著色日蓮聖人図及び法華曼荼羅二幅)	平成11年	
工芸品	勝福寺鰐口	昭和62年	
民芸	上岩橋の獅子舞	昭和46年	
民芸	馬橋の獅子舞	昭和52年	
民芸	下宿麻賀多神社の山車人形及び山車	平成19年	
史跡	カンカンムロ横穴群	昭和46年	
天然記念物	飯積の大杉	昭和46年	
町登録	登録建築1	島田長右衛門家(店舗兼住宅)	平成24年
	登録建築2	島田政五郎家(店舗兼住宅)	平成24年
町地域	地名勝1	飯積の泉	平成25年

(3) 市街地景観資源

① 住宅地景観

○昭和50年代に開発された大規模な低層中心の住宅は、静かな佇まいの住宅地景観となっています。

○人口減少に伴い、団地内にも空き家や空地などが点在しています。

○JR酒々井駅前立地する高層マンションは、背景となる緑を分断している高層住宅地景観です。

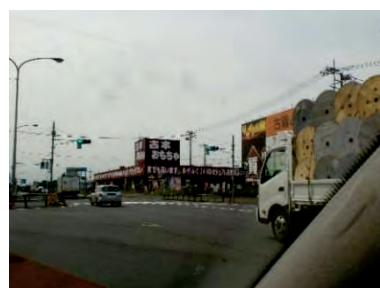


② 商業地景観

○JR酒々井駅と京成酒々井駅をつなぐ駅前道路は、一部歩道の整備がされているが、業務系の建物が多く、空地や空き家もあり閑散としている沿道景観となっています。

○大型店舗が駅前及び沿道に立地しているが、建物の看板が目立つ商業地景観です。

○国道51号の商業地は、原色の色彩や大きな看板が目立つ建物の沿道景観です。



③ 工業地景観

- 墨工業団地は、敷地の周囲を緑化しており、周辺の緑との調和に配慮された工業地景観です。
- プラント工場の建物が露出し、緑が分断されている工業地景観となっています。



墨工業団地



プラント工場で緑が分断している

④ 公共施設景観

- 景観を先導する公共施設の景観は、アンケートでも「良い景観」と高い評価となっており、特に「総合公園」や「プリミエール酒々井」は「好きな景観」の上位となっています。



総合公園の野球場



総合公園の遊具



プリミエール酒々井



コミュニティプラザ



中央公民館



町役場

⑤ 駅及び沿線景観

○平成になって橋上駅舎として建替えられたJR酒々井駅及び京成酒々井駅舎は、駅のシンボルとなるようなデザインとなっているが、駅前広場などが雑然としています。

○京成線の沿線では、京成宗吾参道駅付近に京成の車両基地があります。



J R酒々井駅



京成酒々井駅



京成車両基地

⑥ 幹線の沿道景観

○南北に通る国道51号は、掘割の巨大な擁壁と遮音壁による単調な沿道景観となっています。

○国道51号と国道296号の交差点付近には、目立つ色の看板類が多く立地しています。



国道51号の遮音壁



国道51号 掘割の巨大な擁壁



国道51号の沿道景観（成田方面へ）



国道51号と国道296号の交差点付近

(4) 酒々井町の特色ある景観

① 観光資源景観(来訪者の視点からの景観)

- 旧宿場町当時の建物が存在し、町の有形文化財として保存されています。
- また、沿道には、黒い瓦屋根の建物が点在している旧街道です。
- 京成宗吾参道駅から宗吾霊堂へ行く参道が整備されている道路景観となっています。



町の登録有形文化財の島田本家・分家



宗吾参道

- 「酒々井プレミアム・アウトレット」や「酒々井のまがり家・飯沼本家」は、「好きな景観」の上位にランクされ、にぎわいのある観光資源となっています。



酒々井プレミアム・アウトレット



酒々井のまがり家・飯沼本家

② 風景と調和した音の景観

- 人の雑踏があふれている都会には無い、風景と調和した自然の音(水の音・樹木が揺れる音など)を感じることができます。



(5) 酒々井の歳時記(イベント)

酒々井町の主なイベントは、以下のとおりです。

月	名 称	内 容
4月 月上旬	上岩橋の獅子舞 	五穀豊穰を祈願する行事で、春祈禱あるいは豊樂と称され、毎年第1日曜日に駒形神社、菊賀神社、大鷲神社及び上岩橋区長宅で演舞される。(町指定無形民俗文化財)
5月 月上旬	浦安市との田植え交流会 	浦安市民に田植え体験をしてもらう。
5月 月中旬	ハーブガーデンまつり 	ハーブの苗、寄せ植え鉢・ハーブ関連商品、ガーデンスタッフによる販売やイベントが多数行われている。
6月 月上旬	順天堂大学啓心寮裸まつり 	約400人の学生が樽神輿を担いで、町内の街路を練り歩き、沿道で多くの人々がバケツやホースで水をかけ、学生たちに声援を送る。
7月 月中旬	馬橋の獅子舞 	五穀豊穰、家内安全、悪疫退散などの願いをかけ、毎年第3土曜日に地区の鎮守である香取神社で演舞され、幻想的な境内での演舞は不思議な感覚が体験できる。 (町指定無形民俗文化財)

月	名 称	内 容
7月 中旬	墨の獅子舞 	五穀豊穰と雨乞いを祈願する、毎年第 3 日曜日に演舞され、六所神社の社殿新築における奉納が始まりとされ、古風な形式を残す歴史ある伝統の獅子舞。 (県指定無形民俗文化財)
8月 下旬	商工会夏祭り 	中央台公園で町商工会主催の商工会夏祭りが行われる。会場には、夏休み最後の祭りを楽しもうと大勢の子どもや家族連れが来場し、模擬店や福引きなどの各ブースを賑わしている。
9月 中旬	浦安市民との稲刈り交流会 	浦安市民の方に稲刈りなどを体験してもらおう。
10月 下旬	史跡ウォーキング 	町の国史跡本佐倉城跡など、豊かな町の文化遺産や自然環境を活用し、「歴史と自然のまち・酒々井」をアピールするため、町内に数多く所在する寺社、史跡、名所、旧跡などの貴重な文化財を紹介する史跡めぐり。
11月 中旬	酒々井町ふるさとまつり 	町内の農産物の共進会、新鮮野菜、農産物加工品などの各種即売会など家族で楽しめる催し物。
11月 下旬	酒々井新酒祭 	酒蔵で絞ったばかりの純米酒、おいしい仕込み水を試飲ができ、地元野菜の青空市などの模擬店や音楽イベントも行われる。

(6) 景観阻害要素

① 産業廃棄物・資材置き場等

- 山間に点在する、産業廃棄物施設や資材置き場などが背景となる緑豊かな自然景観を損ねています。
- 囲いなどで隠されている施設もあるが、資材などが剥きだしに放置されている所も見受けられます。



墨地区の自動車解体場



国道 296 号沿いやード

② 放置された里山・農地

- 低地部に点在する放棄耕作地となる水田と里山(台地)に点在する畑の放棄耕作地が見受けられます。



上岩橋地区の畑



酒々井地区の水田

Ⅱ. 景観特性と課題

2. 酒々井町の景観特性

(1) 酒々井町のお勧めの景観

① 自然の景観

○印旛沼の田園や河川の景観



印旛沼中央低地排水路



印旛沼新田に広がる田園



高崎川

○北総台地の緑豊かな山林・里山の
自然景観



伊篠地区に広がる畑



飯積地区の山林

○中川沿いの桜並木



中川の桜並木

② 歴史の景観

○町に点在する社寺仏閣や石仏、
道祖神



八坂神社の河津桜



双体道祖神

○宗吾参道の鳥居や石畳



宗吾参道

○町名の起源となる酒の井や
宿場町



酒の井の碑



旧酒々井宿のまちなみ

○国指定文化財の本佐倉城跡と
文化的資源の獅子舞



本佐倉城跡の全景



獅子舞(上岩橋)

③ 暮らしの景観

○ふじき野や東酒々井の住宅地



ふじき野の住宅地



東酒々井の住宅地

○JR 酒々井駅西口の高層マンション



高層マンション

○酒々井プレミアム・アウトレットの
の夜景



酒々井プレミアム・アウトレット

○中央台の高台から見下ろした
まちなみ



高台から眺望が出来る市街地

(2) 酒々井町の気になる景観

① 自然景観

- 山間に点在する産業廃棄物施設や資材置き場などが数多く見られ、背景となる緑豊かな自然景観を損ねています。又、囲いなどで隠されている施設は、資材などが剥きだしに放置されているなど、自然景観を阻害する要素となっています。
- 更に、低地部の水田や里山の畑には、点在する放棄耕作地が見受けられ、緑豊かな自然景観を阻害する要素となっています。

② 歴史景観

- 酒々井町では、本佐倉城跡や酒々井宿などの歴史的資源が残っているものの、旧街道の面影を残す建物が少なくなっています。
- 又、沿道にある電柱・電線や看板などは歴史景観を阻害する要素となっています。

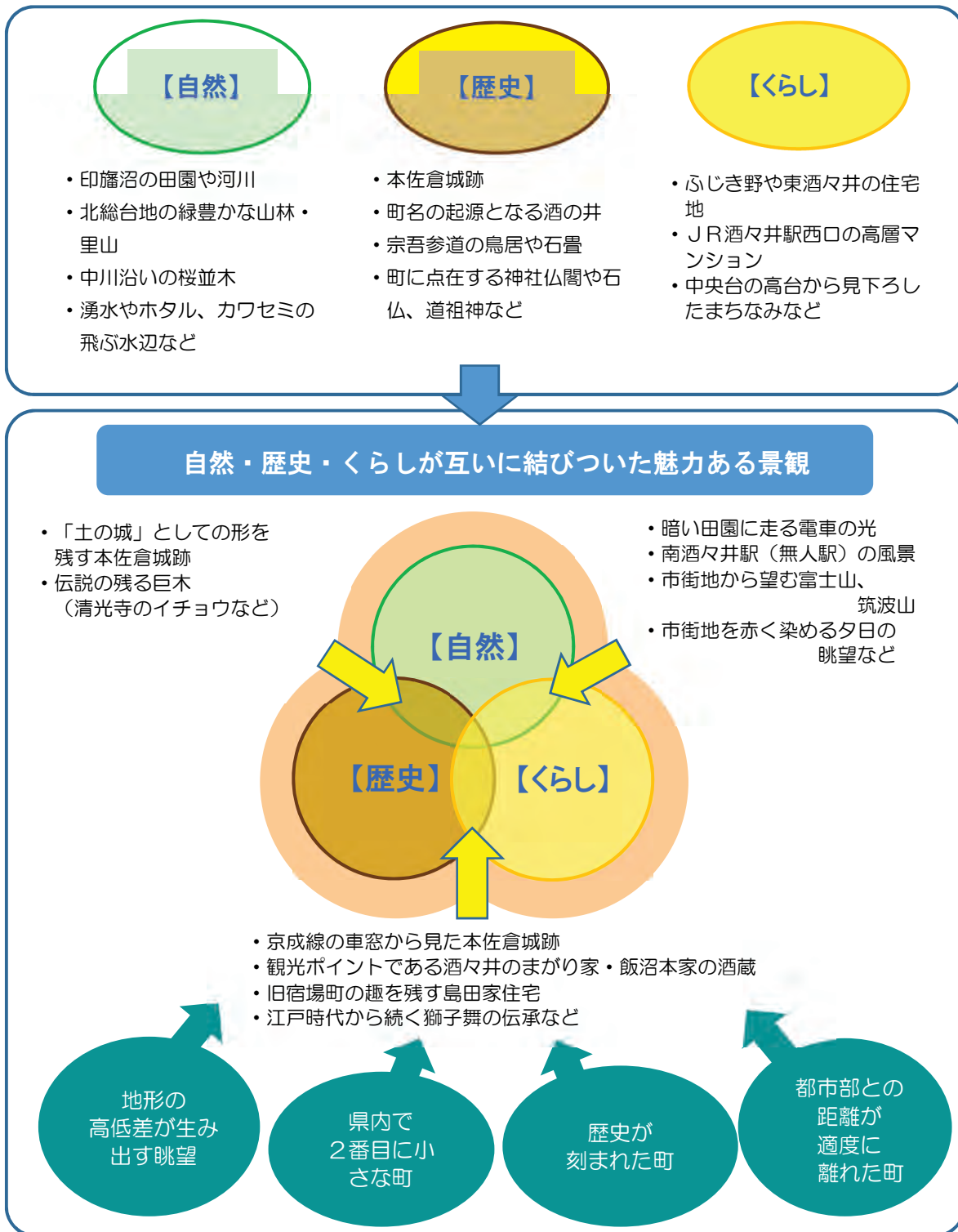
③ 暮らしの景観

- 昭和 50 年代に開発された大規模な低層中心の住宅は、静かな佇まいの住宅地ですが、人口減少に伴い、団地内にも空き家や空地が点在しています。一部の建物には、壊れた建物も存在し危険な箇所も見られます。
- 一部の公園などでは、樹木の維持管理不足も見受けられ、景観への配慮不足の所も見られます。
- 住宅地内の道路には、目立つごみ箱や自販機などが見受けられます。更に幹線道路沿いには、大きく原色の看板類が見られ、沿道景観の阻害する要素となっています。

(3) 景観特性

酒々井町の景観は、町の歴史や地形・地理的条件などによって育まれてきた「自然」「歴史」「暮らし」の景観資源とそれらが互いに絶妙な関係で結びついた魅力を有しており、これらの関係を適度に保っていくことが必要です。

そのためには、これらの関係性を損なうような景観阻害要素を排除するとともに、魅力をより強く感じることでできる景観的な演出を行っていくことが課題であるといえます。

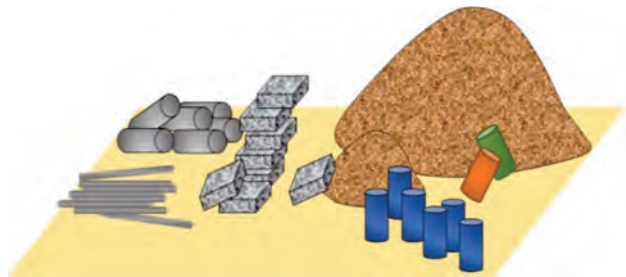


4. 景観形成のための課題

景観形成の基本目標及び基本方針を実現させるために、酒々井町の景観形成を進めるための課題を抽出します。

①水と緑の豊かな原風景を感じる景観づくりのために

- 山間に点在する産業廃棄物施設や資材置き場などが数多く見られ、背景となる緑豊かな自然景観を損ねています。又、囲いなどで隠されている施設は、資材などが剥きだしに放置されているなど、自然景観を阻害する要素となっています。更に、低地部の水田や里山の畑には、点在する放棄耕作地が見受けられ、緑豊かな自然景観を阻害する要素となっています。
- 自然景観を阻害する要素については、緑豊かな自然ある景観形成の誘導を図ることが必要となります。



施策への展開	景観形成基準の共通基準（酒々井町全域）	届出対象行為と規模などの基準
--------	---------------------	----------------

②酒々井町の歴史と文化をみらいにつなぐ景観づくりのために

- 酒々井町では、本佐倉城跡や酒々井宿などの歴史的資源が残っているものの、旧街道の面影を残す建物が少なくなっています。又、沿道にある電柱・電線や看板などは歴史景観を阻害する要素となっており、このような建築物や工作物の歴史的景観への調和が重要となります。
- 酒々井町には、時代ごとの町の歴史・文化を伝える歴史的資源が数多く残っており、これまで保全・継承してきました。これからは、歴史的資源を、地域と一体となってより魅力ある景観まちづくりへと展開することが重要となります。



施策への展開	景観形成重点地区	景観重要建造物及び景観重要樹木
--------	----------	-----------------

③ 暮らしの中にあるおいとやすらぎを育む景観づくりのために

- 昭和 50 年代に開発された大規模な低層中心の住宅は、静かな佇まいの住宅地ですが、人口減少に伴い、団地内にも空き家や空地が点在しています。
- 建物などは築30年以上が経過するなど、建替えの時期となっており、このようなタイミングに併せ、静かな佇まいの住宅地との調和を図るため、おいとやすらぎのある景観形成の誘導を図ることが必要となります。
- 酒々井町の顔にふさわしい、魅力が感じられるまちなみを形成するためには、市街地内の景観軸である主要な道路及びその沿道の景観整備が必要となります。



施策への展開 景観類型別景観形成ガイドライン 景観重要公共施設

④ 人々が集い新たなにぎわいを生み出す景観づくりのために

- 新たな産業拠点では、周囲の自然環境との調和を図るための景観形成の誘導が必要となります。
- 新たなにぎわいを生み出す魅力ある施設は、酒々井町の顔となる施設として景観形成の誘導を図ることが重要となります。



施策への展開 屋外広告物 景観重要公共施設

⑤ 4つの基本方針に向けた景観まちづくりを推進するために

- 良好な景観の保全・形成を進めていくためには、町民・団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識することが大切であり、そのために広報活動が必要となります。
- 多様な参加・協働による景観まちづくりを推進するための組織を構築する必要があります。

施策への展開 協働による景観まちづくりの推進

Ⅲ. 用語集

アクセス

接近すること。また、交通の便のこと。

アクセス道路

都市の施設に至るための道路。また、高速道路と一般道路を結ぶ道路のこと。

ウォーターシュート

斜面上のレールにのせた舟を水面に滑り落とす遊戯施設のこと。

オープンスペース

公園や広場など、道路や建物に利用されていない空地のこと。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔および建物その他のものに表示・掲出されたものなどのこと。

エコミュージアム構想

エコミュージアムは、展示資料の現地保存、住民が参加しての運営などにより、地域を見直し、その発展を目指すことに特徴がある。エコミュージアムは博物館として明確な形態があるわけではなく、さまざまなタイプのもが存在しうる。発祥はフランスであることから、元々はフランス語の「エコミュゼ」であり、「エコミュージアム」というのはその英訳である。

開発行為

都市計画法第4条の12に規定される主として建築物又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」のこと。

基調色

配色のベースとなる色のことを基調色（ベースカラー）という。

景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念などの定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限などの良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成された法律のこと。

景観計画

景観法第8条の規定に基づき策定する計画であり、計画区域における良好な景観の形成に関する方針や、建築物などの形態意匠の制限・高さの最高限度など良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を盛り込んだ計画のこと。

景観重要建造物

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

景観重要樹木

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

景観重要公共施設

景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園などに係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいう。

景観行政団体

地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の規制、景観づくりの取り組みの実施など様々な施策を行う地方公共団体のこと。

景観審議会

条例に基づき設置され、景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関のこと。

景観アドバイザー

条例に基づき設置され、届出や公共施設の整備に当たって、必要に応じて、助言・アドバイスを行う専門家（建築、都市計画、色彩、造園など）のこと。

景観形成基準

良好な景観を形成するためには、地域の特性に応じて景観形成に影響する建築物などを適切に誘導していくための基準のこと。

景観形成ガイドライン

景観形成基準について、景観づくりの主体となる町民・団体、事業者、行政が、その取り組みについて共通認識を持つことができるように、図や写真などによる具体的例示などによりわかりやすく解説したものをいう。

蛍光色

蛍光塗料を使ったカラーのこと。

コミュニティ

地域社会、共同生活体のこと。

彩度

色彩の鮮やかさを表す。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きく、色相によって彩度の上限は異なることをいう。

酒々井町都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本町の将来像を実現するため、土地利用や都市施設などの施策を明らかにするものをいう。

酒々井町歴史文化基本構想

本町に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想をいう。

酒々井町景観基本条例

本町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた景観の保全と優良景観の形成に必要な事項及び景観法の規定に基づく事項を定めることにより、町民と行政の協働による景観形成を図り、暮らしの快適性と美しさが調和するまちづくりを推進することを目的とする。

色相

色みのことです。赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)・黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の10の色相があり、無彩色はNで表す。

修景

都市計画や公園建設で、自然の美しさを損なわなわなないように風景を整備すること。

シンボルツリー

目立つところに植えられたその地域を象徴する樹木のこと。

第5次酒々井町総合計画

地方自治法に基づく酒々井町の最上位計画。将来像の実現に向けたまちづくりの原則や基本政策を示すこと。

突出色

建築物などに突出する色彩のものや、様々な色彩がいきりみだれたもののこと。

千葉県屋外広告物条例

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について適正な規制や誘導を行うための必要なルールを定めた条例のこと。

千葉県立自然公園条例

この条例は、自然公園法の規定も基づき、千葉県立自然公園の指定、保養、利用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする条例のこと。

眺望点

優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。

マンセル値

建築主や設計者、施工者など多くの人々が色彩をより正確に共有できるように日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表したものの。

明度

色彩の明るさを表す。完全な黒を明度0とし、完全な白を明度100という。

無彩色

色の三属性である色相・明度・彩度のうち明度だけをもつ黒・灰・白をいう。⇔有彩色

ランドマーク

広い範囲から見える、物理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物等の景観構成要素のこと。

ルーバー

窓などに幅の狭いタナを何枚か、縦又は横に組んで一定の間隔、角度で取り付け付けた装置のことをいう。目隠しを行うとともに、板の向きを変えて、直射日光や通風を下限することができるものをいう。

分節

全体をいくつかの区切りに分けること。

橋詰広場

橋のもとにある、ちょっとした空間のこと。

条例の抜粋

景観法第8条第2項第4号ロ、ハ

- ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
 - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準

景観法第16条 第1項第1号～4号

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

景観法第16条 第5項

前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

景観法第17条 第1項

景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

景観法第19条

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

景観法第28条

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

都市計画法第4条 12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

千葉県屋外広告物条例第4条 5号～6号

何人も、次の各号に掲げる地域、区域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (5) 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第6条第1項、第15条第1項又は第20条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域のうち、知事が指定する地域
- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路で供用されているものの区域（休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するものを除く。）、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）で使用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域

酒々井町景観計画策定経過の概要

年月日	経過、会議名等	主な内容
平成 25 年 9 月 1 日	景観行政団体へ移行	
平成 25 年 10 月 1 日	「酒々井町景観基本条例」を制定	
平成 26 年 9 月	景観についてのアンケートを実施	無作為に抽出した町民や事業所を対象に景観のアンケートを実施
平成 26 年 10 月 25 日	景観セミナー 「景観とはなにか」 (主催：千葉県・酒々井町)	講師：早稲田大学法学部西口元教授（現在：酒々井町景観計画策定委員長） 参加者 93 名
平成 26 年 12 月 12 日	第 1 回景観計画策定委員会	景観計画の策定概要、景観基本方針（素案）について
平成 27 年 1 月 22 日	第 1 回景観づくりワークショップ	テーマ：「ここが好き 酒々井の景観」、 参加者 15 名
平成 27 年 2 月 26 日	第 2 回景観づくりワークショップ	テーマ：「こうすればもっと良くなる 酒々井の景観」、参加者 12 名
平成 27 年 3 月 13 日	第 1 回庁内調整会議	景観計画の現状と課題、景観形成の基本方針（案）について
平成 27 年 3 月 19 日	第 2 回景観計画策定委員会	ワークショップの実施報告、景観形成の基本方針（案）について
平成 27 年 5 月 21 日	第 3 回景観づくりワークショップ	テーマ：「発見！わがまちの身近なステ・キ景観」、参加者 10 名
平成 27 年 6 月 25 日	第 4 回景観づくりワークショップ	テーマ：「未来に引き継ぐわがまちの景観」、参加者 11 名
平成 27 年 6 月 29 日	第 2 回庁内調整会議	景観形成の理念、目標等、景観計画の区域、方針、行為の制限等について
平成 27 年 7 月 15 日	第 3 回景観計画策定委員会	景観形成の理念、目標、景観計画の区域、方針、行為の制限等について
平成 28 年 2 月 2 日	第 3 回庁内調整会議	届出対象行為と規模等、景観形成重点地区の指定及び景観誘導の考え方について
平成 28 年 2 月 17 日	第 4 回景観計画策定委員会	届出対象行為と規模等、「景観形成重点地区の候補」及び「景観重要公共施設の指定」の選定箇所について
平成 29 年 1 月 19 日	第 4 回庁内調整会議	景観計画（案）・概要版（案）について
平成 29 年 2 月 1 日 ～15 日	景観計画（案）への意見（パブリックコメント）の募集	まちづくり課窓口での縦覧と町ホームページへの掲載
平成 29 年 2 月 21 日	第 5 回景観計画策定委員会	景観計画（案）・概要版（案）について
平成 29 年 2 月 21 日	第 1 回景観形成委員会	景観計画（案）・概要版（案）について
平成 29 年 4 月 19 日	都市計画審議会	景観計画（案）・概要版（案）について

酒々井町景観計画策定委員会 委員名簿

委員名	専門	役職等
学識経験のある者		
委員長 西口 元	法律	早稲田大学 大学院法務研究科 教授
服部 岑生	建築・都市計画	千葉大学 建築学科 名誉教授
関係団体の推薦する者		
重定 賢治		酒々井町商工会 青年部 部長
吉岡 修 (平成 28 年 7 月 16 日まで)		酒々井町農業委員会 会長
飯田 隆男 (平成 28 年 7 月 22 日から)		
岡田 利光 (平成 27 年 4 月 10 日まで)		酒々井町文化財審議会 会長
高橋 健一 (平成 27 年 7 月 23 日から)		
副委員長 山本 孝一		ふるさとガイドの会 会長
犬島 正子		郷土研究会 野草部 部長
町民		
相京 香		
上島 誉郎 (平成 27 年 4 月 18 日まで)		
鈴木 良雄		
中財 恵美		

任期：平成 26 年 12 月 12 日 ～ 景観計画の策定が完了する日まで

酒々井町景観形成委員会 委員名簿

委員名	専門	役職等
学識経験のある者		
委員長 西口 元	法律	早稲田大学 大学院法務研究科 教授
職務代理 服部 岑生	建築・都市計画	千葉大学 建築学科 名誉教授
関係団体の推薦する者		
高橋 健一		酒々井町文化財審議会 会長
山本 孝一		ふるさとガイドの会 会長
犬島 正子		郷土研究会 野草部 部長

任期：平成 29 年 2 月 21 日 ～ 平成 31 年 2 月 20 日まで



問い合わせ

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 酒々井町まちづくり課 計画整備班

電話 043-496-1171 FAX 043-496-5765

E-mail keikaku@town.shisui.chiba.jp